

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年8月1日

女性活躍推進法に基づき、女性職員が職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うために、次のとおり一般行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年8月1日から令和8年3月31日

2 目標及び取組

目標1 労働者に占める女性労働者の割合を50%以上になるよう努める

《取組》

- ・女性職員の採用を推進いたします。
- ・女性職員が意欲をもって働き続けることができるよう、自身のキャリア形成意識を持てるような研修への参加を積極的に働きかけます。

目標2 女性職員がより働きやすい職場環境づくりのためにハラスメント防止対策を推進

《取組》

- ・職員就業規則等の各種ハラスメントの防止に関する規定を遵守するとともに、理事長が発出するハラスメントの指針の周知・徹底を図ることで働きやすい環境を作ります。

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

女性の活躍推進に関する情報の公表

1 採用した労働者に占める女性労働者の割合

正職員 ……33.3%

準職員 ……71.4%

2 労働者に占める女性労働者の割合

正職員 ……46.7%

準職員 ……84.4%

3 男女の平均勤続年数の差異

正職員 ……女性9.1年

……男性8.1年

準職員 ……女性5.4年

……男性3.8年

4 管理職に占める女性労働者の割合

女性管理職 ……20%